

別紙 1 - 1

事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)

株式会社光進ガードシステムは、平成 年 月 日付で 航空 (市 区 、以下「甲」という。)と 国際空港内に於ける航空サポートに対して業務委託契約(以下「当該契約」という。)を締結し、甲が所有する専ら国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機(以下「外航航空機」という。)の駐機中における警備保安業務(以下「当該業務」という。)を行い、その対価として甲から手数料を受領しています。

当該業務は、消費税法施行令第 17 条《輸出取引等の範囲》第 2 項第 3 号の「その他これに類する役務の提供で船舶運行業者等に対して行われるもの」に該当し、消費税が免除される課税資産の譲渡等に該当するとして取り扱って差し支えないか照会するものです。